

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁



陸軍技術大尉安座間喜好外六十名叙位取消の件

三十四月七日裁可
日官報勅録添

官内省

陸軍省
宗秩寮
爵位課

陸軍技術大尉安座間喜好外六十名紋位取消の件

宗務局



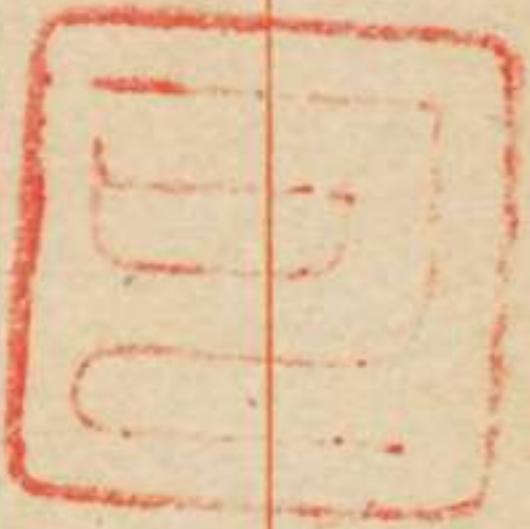
立書 昭和二十二年四月七日

機密



内閣

三月六日



陸軍技術大尉安座間喜好外六十名紋位取消の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年四月七日

内閣總理大臣 吉田

茂



内

閣

人閣位 第四四三號

案 起

昭和三十三年 四月

日

裁可 昭和 青華 四月 七日 施

決定 昭和 年 月 日 行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

内閣事務目録



陸軍技術大尉安座間喜好外六十名はさきに紋位發令になりましたとるこの度別紙記載の事實が判明致しましたので今更現に縮の次第であります但紋位取消を上奏することに致したと思ひます

内閣

内閣

昭和三年八月一日 陸軍省 陸軍省 陸軍省
 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省
 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍省

陸軍省 八月三日

陸軍省 八月三日

陸軍省 八月三日

陸軍省 八月三日

陸軍省

昭和三年八月一日 陸軍省 陸軍省 陸軍省

正七位 戦

死

陸軍技術大尉 從七位 安座間 喜孝

喜孝

右の者は頭書の通り官等相当地として叙位宣下となりましたが
 終令刑既ニ戦歿して居たことが今度判明しましたので任官取消
 の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します

の七ニニニ

陸軍軍醫大尉 小篠 博
 陸軍技術中尉 山下 巖
 陸軍軍醫少佐 堀 啓基
 陸軍中尉 林 正一
 陸軍少佐 吉本 實
 陸軍大尉 藤原 正弘
 陸軍少佐 櫻井 秀男
 陸軍建技大尉 磯部 弘
 陸軍中尉 吉田 信生

正七位	昭和九年八月一日	陸軍軍醫大尉	小篠	博
従七位	同年三月十五日	陸軍技術中尉	山下	巖
従七位	同年八月十五日	陸軍軍醫少佐	堀	啓基
従七位	同年十月一日	陸軍中尉	林	正一
従七位	同年五月十五日	陸軍少佐	吉本	實
正七位	同年六月十六日	陸軍大尉	藤原	正弘
従七位	同年十月二十日	陸軍少佐	櫻井	秀男
同 七位	同年三月二十日	陸軍建技大尉	磯部	弘
同 七位	同年五月一日	陸軍中尉	吉田	信生

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になりましたが花
 令前既に歿殺して居たことが今度判明しましたので任官取消の上は
 特に叙位も御取消下さる様上申致します。

昭和三十七年八月一日

昭和三十七年八月一日	昭和三十七年五月二日	昭和三十七年六月七日	昭和三十七年六月七日	昭和三十七年五月二日
正七位	正七位	同正七位	同正七位	同正七位
陸軍技術中尉	陸軍技術中尉	陸軍技術中尉	陸軍技術中尉	陸軍技術中尉
正七位	正七位	正七位	正七位	正七位
小和田	小和田	小和田	小和田	小和田
善七	善七	善七	善七	善七

昭和三十七年八月一日
昭和三十七年五月二日
昭和三十七年六月七日
昭和三十七年六月七日
昭和三十七年五月二日

正七位 同正七位 同正七位 同正七位 同正七位

陸軍技術中尉 陸軍技術中尉 陸軍技術中尉 陸軍技術中尉 陸軍技術中尉

正七位 正七位 正七位 正七位 正七位

小和田 小和田 小和田 小和田 小和田

善七 善七 善七 善七 善七

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になりましたが発令前既に戦死して居たことが今度判明いたしましたので任官取消の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します

陸軍少佐 正七位原井 義敏
 陸軍中尉 正八位梅澤 一雄
 同 福田 兼宜
 陸軍大尉 従七位北 上 勝
 陸軍中尉 正八位 緒葉 博之
 陸軍少佐 正七位 西村 勇
 (以下略)

四四七

昭和三年八月一日	昭和五年八月十九日	昭和五年十一月二日	昭和二十年二月六日
大 位	大 位	七 位	七 位
戦		同	同
従同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

如の者は頭書の通り官等相考位として叙位宣下になりましたが
 若くは前既に戦殺して居たことが今度判明いたしましたので任官取消
 の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します。

大正四年四月九日

昭和二十年九月六日 海軍大尉 從七位 高 島 英 夫
 昭和二十年四月二日 海軍中尉 正八位 高 島 英 夫
 右者各頭書の通り敍位發令になりましたが、昭和十九年七月八日戦死したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが本敍位をお取消願います。

昭和二十年九月六日 海軍大尉 從七位 高 島 英 夫
 昭和二十年四月二日 海軍中尉 正八位 高 島 英 夫

右者各頭書の通り敍位發令になりましたが、昭和十九年七月八日戦死したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが本敍位をお取消願います。

海 軍

海軍大臣第三八一號

昭和二十年九月六日 海軍大尉 從七位 飯田勝義
敍正七位
昭和二十年四月二日 海軍中尉 正八位 飯田勝義
敍從七位

昭和二十年九月一日 海軍中尉 正八位 藤澤尙美
敍從七位

昭和二十年九月一日 海軍中尉 正八位 平泉留治
敍從七位
右者各頭書の通り敍位發令になりましたが、飯田海軍大尉は昭和十九年八月十九日、藤澤海軍中尉は昭和二十年六月十六日、平泉海軍中尉は同年六月二十二日孰も戦死

海軍

したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが本
叙位をお取消願います。

勲人簡位集四二六

昭和二十年九月一日	海軍中尉	正八位	和田哲雄
同	同	同	大池正一
同	同	同	米良英一
同	同	同	大木文夫
同	同	同	太田義昌
昭和二十年四月二日	海軍大尉	従七位	太田萬作
昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	川崎保

海軍

昭和二十一年九月一日
 海軍中尉 正八位 角田邦夫

右者各頭書の通り敍位發令になりましたが、別紙の通り戦死したことが今般判明
 致しましたので眞に恐れ入りですが本敍位をお取消願ひます。

別紙

昭和二十年一月八日	高雄沖	戦死	海軍中尉	和田哲雄
同	同	同	同	大池正一
同	同	同	同	米良英一
同	同	同	同	大木文夫
同	同	同	同	太田義昌
昭和二十年一月十二日	佛印のラン湾	同	海軍大尉	太田萬作
同	比島方面	同	海軍中尉	川崎保
同	ポトグエヤール 東南海面	同	同	角田邦夫

勲人勲位第四三四

昭和二十年八月十五日
叙正八位

海軍少尉

細井

亨

右者頭書の通り叙位發令にたりましが、昭和二十年
五月二十七日戦死したことが判明致しましたので、眞に誠心
に入りましが本叙位と取消願います。

海

軍

陸軍部 陸軍省 陸軍省 陸軍省

昭和二十年九月十五日 裁

同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年九月一日	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
島田	名幡	藤好健次	辻武	二田幸則	花田岩城	淵崎義晴	柴田英之助	鈴木明夫
海軍								

海軍

三〇九四

叙	昭和二十年九月六日	海軍中尉	正八位	橋村知二
叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	山岡衛史
叙	昭和二十年八月十五日	海軍中尉	正八位	神田竹之助
叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	宮岡新平
叙	昭和二十年八月十五日	海軍中尉	正八位	宮岡新平
叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	加藤静男
同	昭和二十年九月六日	同	同	加藤静男
叙	昭和二十年九月七日	海軍中尉	正八位	石川昌之

叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	橋村知二
叙	昭和二十年八月十五日	海軍中尉	正八位	吉岡浩
叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	吉岡浩
叙	昭和二十年九月六日	海軍中尉	正八位	菅原祐輔
叙	昭和二十年八月十五日	海軍少尉	正八位	菅原祐輔

右者各頭書の通り叙位發令になりましたが、孰も昭和二十年四月二十四日戦死したことが判明致しましたので、眞に悲れ入ります。が本叙位をお取消願います。

海軍

大正四年四月三日

昭和二十年九月六日
叙 從六 位

海軍軍醫少佐 正七位 并 深 正 五 少

右者頭書の通り叙位發令に成りましたが、昭和二十年

四月二十日戦死致しましたので、真に恐れ入ります。その

叙位を、お取消願います。

海

軍

海軍軍醫大尉

昭和二十年九月十五日 海軍軍醫大尉 從七位 小河 秀 策

昭和二十年九月十五日 海軍軍醫大尉 從七位 阿久津 俊 郎

右者各頭書の通り叙位發令されましたが、小河海軍軍醫大尉は昭和二十年五月二十日、阿久津海軍軍醫大尉は同年七月二十日孰も戦死したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが、本叙位をお取消願います。

海軍

二復人扶秘第八號ノ

昭和二十二年三月二十日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について

三月二十日復二秘人第~~二八六~~號叙位取消について申牒された左記の者は頭書の通り今次戦争作戦從事中戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので本叙位を取消されるよう取計わりたい。

記

昭和十九年七月八日 サイパン島 戦死 海軍大尉 高島英夫
(昭和二十一年八月二十一日進達復二秘人第三七三號海軍大尉戸島英夫外三千九百七十七名中十二枚目裏)

同 (昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉也田佐重以下千五百五十一名中五十二枚目表)

昭和二十二年 二月二十六日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

三月二十六日復二秘人第三一〇。馳叙位取消について申牒された左記の者は、各頭書の通り命次戦争作戦従事中孰も戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、本叙位を取消されるよう取計われない。

記

昭和十九年八月十九日 比島東方海面 戦死 海軍大尉 飯田 勝 十八枚目表

(昭和二十一年八月二十一日進達復二秘人第三七三號海軍大尉戸島清勝外三千九百七十七名中

同 同 海軍中尉 飯田 勝 十八枚目表)

(昭和二十年三月十九日進達復秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下一千百五十一名中五十八枚目表)

昭和二十一年六月十六日 沖、繼方面 同 同 藤澤 尚 美 十五枚目表)

(昭和二十一年八月二十日進達復二秘人第三六三號海軍大尉鈴木榮一外一千二百八十二名中

昭和二十一年六月二十二日 沖繩方面 戦死 海軍中尉 平 泉 留 治
(昭和二十一年八月二十日進達復二秘人第三六三號海軍大尉鈴木榮一外一千二百八十一名中
二十八枚目表)

目録

昭和二十二年三月二十八日

復員第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

三月二十八日復二秘人第三三六號叙位取消について申牒された左記の者は、各圖書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告戦位發令後となつたので、本叙位を取消されるよう取計わりたい。

記

昭和二十年一月八日 高雄沖 戦死 海軍中尉 和田哲一
昭和二十一年八月二十日進達 復二秘人第三六三號 海軍大尉 鈴木榮一 外一千二百八十一名中二十
八枚目表

同 (右同)

同

同

同

大池

正

一

昭和二十一年一月八日 高雄沖 戦死 海軍中尉 米 良 英 一
(昭和二十一年八月二十日進達復二機人第三六三號海軍大尉鈴木榮一外一千二百八十一名中二十
九枚目表)

同 同 同 同 大 木 文 夫
(右同) 同 同 同 太 田 義 昌
四十六枚目裏)

同 同 同 同 太 田 義 昌
(右同)

昭和二十一年一月十一日 佛印バダラン機回 海軍大尉 太 田 義 昌 作
(昭和二十一年三月十九日進達復機人第六六一號海軍大尉池田佐重以下一千五百一十一名中五枚目表)

昭和二十一年二月二十三日 比島方面 同 海軍中尉 川 崎 保
(昭和二十一年八月三十日進達復機人第二三七〇號海軍大尉平瀬親栄外二千七十九名中六十八枚目表)

昭和二十一年三月二十六日 ボートブレイク東南機回 同 海軍中尉 角 田 邦 天
(昭和二十一年八月二十日進達復機人第三六三號海軍大尉鈴木栄一外一千二百八十一名中十六枚
目表)

二復人振稅第八號ノ二六〇

昭和二十二年三月三十一日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

敘位取消について照會

三月三十一日復稅人中三四六号敘位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死した者ですが、通信連絡遅延のため戦死報告敘位發令後となつたので、本敘位を取消されるよう取計われない。

記

昭和二十年五月二十七日 沖繩方面 戦死 海軍少尉 細井 三子
(昭和二十年八月八日進達海稅人中一八七二号海軍少尉岡源三郎外一千八百五十二名中八十一枚目表)

二復人扶秘第八號ノ二六二

昭和二十二年 三月三十一日

内閣官房 人事課 長殿

復員廳 第二復員局 人事部 長



敍位取消について照會

三月三十一日復二秘人第三五〇號敍位取消について申渡された左記の
者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死した者であるが通信
連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、本敍位を取消され
るより取計われない。

記

昭和二十年四月二十四日 比島方面 戦死 海軍中尉 鈴木明夫
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬英外二千七十九名中 八十七枚目裏)

- 同 (右同) 同 柴田 英之助 (八十八枚目裏)
- 同 (右同) 同 淵崎 善晴
- 同 同 同 花田 岩城

昭和二十年四月二十四日 比島方面 戦死 海軍少尉 宮 岡 新 平
昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名中
百十八枚目裏)

同
(昭和二十一年八月二十八日進達復二秘人第四〇九號海軍中佐太田義夫外五千五百七十三名中
百五十枚目裏)

同
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名中
百二十一枚目裏)

同
(昭和二十一年八月二十八日進達復二秘人第四〇九號海軍中佐太田義夫外五千五百七十三名中
百四十八枚目裏)

同
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名中
百十九枚目裏)

同
(昭和二十一年八月二十八日進達復二秘人第四〇九號海軍中佐太田義夫外五千五百七十三名中
百四十九枚目裏)

同
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名中
百二十枚目裏)

同
(昭和二十一年八月二十八日進達復二秘人第四〇九號海軍中佐太田義夫外五千五百七十三名中
百五十二枚目裏)

昭和二十年四月二十四日 比島方面 戦死 海軍少尉 菅 剛
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 身外三千二百六十四名中 百二十三枚目裏)

同
(昭和二十一年八月二十八日進達復二秘人第四〇九號海軍中佐太田義夫外五千五百七十三名中 百四十九枚目表)

同
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 身外三千二百六十四名中 百二十枚目表)

二復入扶秘第八號ノ二五九

昭和二十二年三月三日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位取消に付て照會

三月三日 復入秘人第三六一號 叙位取消に付て申牒された
左記の者は、今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、
通信連絡遅延の爲、戦死報告叙位發令後となつたので、
その叙位を取消されるよう取計わりたい。

記

(昭和二十二年四月三十日比島方面戦死海軍軍醫少佐 井原 正 文房
昭和二十二年一月二十五日進達ニ復入秘人第四五八号海軍大佐 石原 昌外 九百三拾八名中
二十五枚目裏)

昭和二十二年 三月三十一日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



敍位取消について照會

三月三十一日復二秘人第三六五號敍位取消について申牒された左記の

者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死したものであるが、
通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取
消されるより取計われない。

記

昭和二十年五月二十日 比島方面 戦死 海軍軍醫大尉 小 河 秀 策

(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍軍醫大尉佐藤隆典外八百五拾三名中

十枚目裏)

昭和二十年七月二十日 同 同 阿久津

俊 郎
十七枚目表)

一復業位第ニ八ノ號

昭和二十二年三月

日

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍技術大尉 安座間 善孝 叙位取消の件上申

進て右の者に對する叙位は別紙の理由により特に
御取消下さる様御取計らひ願ひます

官報不登載

日本国憲法 第二十四条 国は法律で官制を定む

官報不登載

海軍大臣吉田 奏 復業位第二五號
追て右の者に對する叙位の別紙の理由により特に
御取消下さる様御取計願ひます

陸軍中尉瀨崎 勇外九名叙位取消の件上申

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和二十二年三月 日

閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

復業位第二五號

昭和二十二年三月 日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下



閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

官報不登載

官報不登載

海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將
海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將
海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將
海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將

海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將

海軍大臣 藤田 大將 海軍大臣 藤田 大將



一復業位第九六號

昭和二十五年三月 日

復員廳總裁 男爵 藤原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍軍醫大尉 小篠 博 外八名 叙位取消の件上申

追て右の若に對する叙位は別紙の理由により
特に御取消下さる様御取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

陸軍中尉小知田善之丞
陸軍中尉小知田善之丞
陸軍中尉小知田善之丞

陸軍中尉小知田善之丞

陸軍中尉小知田善之丞

昭和二十二年三月 日



復業位第三二號

昭和二十二年三月 日

復員廳總裁男爵幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍技術中尉小知田善之丞一名叙位取消の件上申

追て右の者に對する叙位は別紙の理由により

特に御取消下さる様御取計願ひます

官報不登載

官報不登載

陸軍少佐原井義敏外五名叙位取消の件上申
追て右の者に對する叙位は別紙の理由により
特に御取消下さる様御取計願ひます

内閣總理大臣 吉田茂 殿

昭和二十二年三月 日



復業位第一〇號

昭和二十二年三月 日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田茂 殿



陸軍少佐原井義敏外五名叙位取消の件上申

追て右の者に對する叙位は別紙の理由により

特に御取消下さる様御取計願ひます

官報不登載

復二秘人第 二八六 號

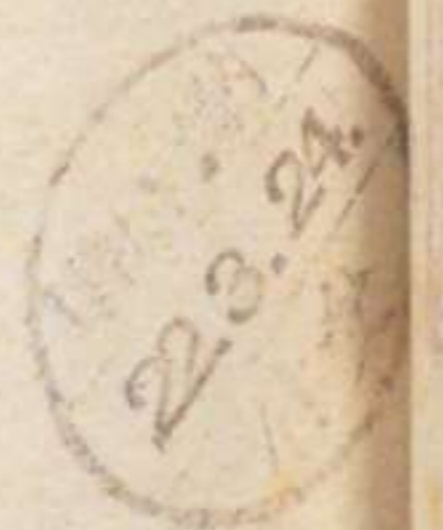
海軍大臣高島英夫様
閣下へお礼申し上げます。先般承知いたしましたこと、誠にありがとうございました。また、先般承知いたしましたこと、誠にありがとうございました。

吉田茂殿

昭和二十二年三月二十日



復二秘人第 二八六 號



復二秘人第 二八六 號

昭和二十二年三月二十日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大臣高島英夫の紋位取消について別紙の通り申渡す。

海軍

復二秘人篤三一〇 號

昭和二十二年三月二十六日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重



内閣總理大臣

吉田

茂 殿

海軍大尉飯田勝義外二名の敍位取消について別紙の通り申牒する。

22.3.26
15

復二秘人第三三八號

昭和二十二年三月二十八日

復員總總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉和田哲雄外七名の叙位取消について別紙の通り申渡す。

海軍



官
不
登
載

復二枚人第三四六號

昭和二十二年三月三十一日

復員廳總裁 男 幣原 喜重 訂



內閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉細井 亨ハ敘位取消ハ別紙ハ通リ申據下リ

海

軍

官
不
登
載

復二秘人第 三五〇 號

昭和二十二年 三月三十一日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉鈴木明夫外 十六名の叙位取消について別紙の
通り申牒する。

22.4.1
付設

復二秘人第三六三號

昭和二年五月三十一日

復員廳總裁男爵 幣原 喜



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍軍醫少佐 井深 正彦の叙位取消に付て別紙を通り
申牒する。

海軍

復員廳印
22.4.1

復二秘人第 三六五 號

昭和二十二年 三月三十一日

復員廳總裁 男爵 幣原

喜重郎



内閣總理大臣

吉田

茂 殿

海軍軍醫大尉小河秀策外一名の敘位取消について別紙の
通り申牒する。

22A

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



宗秩家總裁



海軍中尉 細谷真三郎 叙位取消の件

壬午四月八日 裁可
官内省

官内省